

土地改良事業の補助(単独県費・市単独・原材料支給)について

三豊市農政部土地改良課

三豊市では、用排水路・農道・ため池等の土地改良施設の維持管理（改修・修繕）を行う受益者の負担軽減を図るため、工事費の一部補助または原材料支給等を行います。

補助（支給）の内容は次のとおりです。

(R7.4.1 一部改正)

	単独県費補助事業（一般）	市単独補助事業	原材料等支給事業
補助対象	かんがい排水(用排水路等) 農道・ため池 等	かんがい排水(用排水路等) 農道・ため池	かんがい排水(用排水路等) 農道・ため池
申請人	共同施工者(代表者) 水利組合長等	共同施工者(代表者) 水利組合長等	共同施工者(代表者) 水利組合長等
採択要件	受益戸数 2戸以上 1地区の事業費 1,000千円以上 中山間地域及び準ずる地域 300千円以上	受益戸数 2戸以上 農道幅員 2m以上 事業費 20万円以上 150万円以下	受益戸数 2戸以上
補助率・支給限度額	県 50%以内 市 33%以内	かん排・農道・ため池 65%以内 畑地かんがい施設 70%以内	原材料 40万円以内 重機借上料 20万円以内
その他	事業主体 三豊市 土地改良区 工事発注 入札 施工方法 請負	事業主体 申請人(受益者) 施工方法 請負 共同施工	・原材料 生コンクリート、コンクリート二次製品（側溝・枘など）、花崗土、砕石、塩ビ管、防草シート（農道）など ・重機借上料 ダンプトラック、バックホー、生コンポンプ車、水中ポンプなど

※ お問い合わせや申請手続きは、農政部土地改良課で行ってください。

電話 (0875) 73-3041